

(仮称) 田代平農場風力発電事業環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、これらについて必要に応じて見直しを行うなど、適切に対応すること。

(2) 本事業の調査、予測及び評価に当たっては、専門家等の助言や最新の知見・事例等を踏まえ、調査の手法等を決定した上で、適切に実施すること。

なお、意見聴取は環境要素ごとに複数の専門家に対して行うなど、環境影響評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。

(3) 設置する風力発電機の機種や配置のほか、工事の規模や方法、輸送ルート等が確定していないことから、準備書においては事業計画や環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を明確にし、具体的な環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を詳細に記載すること。

また、これらについて、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに丁寧な説明を行い、理解を得るよう努め、述べられた意見を可能な限り事業に反映すること。

(4) 対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）周辺には既設及び計画中の風力発電所があることから、これら他事業者と各事業の諸元等の情報共有に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音及び風車の影

実施区域周辺には複数の住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音及び風車の影について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 動物

実施区域及びその周辺には牧草地が存在し、イヌワシをはじめとする希少猛禽類等が採餌場等として利用する可能性があることから、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や時期等を工夫又は見直すことにより、本事業の実施による鳥類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

（３）植物及び生態系

実施区域及びその周辺は、植生自然度の高い植生が存在する可能性があることから、調査の時期や回数を適切に設定するなどし、本事業の実施による植物及び生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

（４）景観

実施区域周辺には複数の住宅等が存在することから、日常的な生活環境の場からの景観にも十分に配慮するとともに、実施区域の北西には主要な景観資源である十和田湖等が存在することにも留意した上で、眺望点について地域住民等からの情報収集に努め、必要に応じて調査時期や回数、地点を見直すなどし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。